

要 請 書

地方創生に関する決議

平成30年6月

北海道市長会

地方創生に関する決議

我が国は、平成20年を境に人口減少社会に転じており、今後、急速に進む人口減と超高齢化に適切に対応しなければ、国全体の活力が著しく低下しかねないと懸念されております。

地方自治体は、平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえ、地方版総合戦略を策定し、その実現に向けて創意工夫を活かした施策に取り組んでおります。道内の市町村においても、その取組みが雇用の創出や定住・移住対策などに一定の成果となって現れてきているところであります。

国においても、これらの成果をより一層確実なものとするために、急速に進む人口減少や少子高齢化、東京圏一極集中の是正などの課題解決に向けて、自らの役割と責任について明確なビジョンを示し、引き続き地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請します。

記

I 国の基本政策に関わる事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、特に国の責任において制度の確立を図るよう求めるものである。

- 1 少子高齢化社会への対応について、国のビジョンを明確に示し、国家戦略として、次の事項について、総合的な政策を推進すること。
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるよう、保育士不足解消など子育て支援体制を早急に整備するとともに、子育て世帯に対して、保育や教育、医療をはじめとした経済的な支援策の拡充を図ること。

(2) 働く女性の労働環境に関して、育児休業中や職場復帰後の処遇の改善をはじめ、出産や子育てについて経済的ハンディが生じないよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

(3) 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるために、介護や年金などについて持続可能な制度とするとともに、各地域において一定水準の医療サービスを享受できる制度を確立すること。

2 東京圏の一極集中の是正について、東京圏を中心とした社会経済構造を抜本的に見直し、地方拠点を強化すること。

平成27年から検討されてきた政府機関の地方移転については、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。「地方への新しい人の流れをつくる」という国家的目標に向けて、改めて実効性を担保できる方策を構築し、国際的観点や国家的観点から必要不可欠なもの以外は、地方への移転を促進し、地域分散型国土の形成を実現すること。

あわせて、地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図る基本政策を確立すること。

II 地方創生に大きく影響する事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、国が示す基本的な方針や政策に基づき、国と地方がそれぞれの役割に応じて実施する事項である。

1 人材育成と産業振興

地方大学をはじめとする高等教育機関は、地域の人材育成や産業振興に非常に大きな役割を担っていることから、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、教育機関がその機能を十分に発揮できるよう、多様な支援施策の充実を図ること。

また、地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進を図ること。

あわせて、東京圏などから本社機能を地方へ移転する場合の優遇税制の拡充、若者や女性の起業に対する支援策の拡充など、雇用拡大に向けた政策を充実すること。

2 エネルギー及び防災

エネルギー政策については、電源構成や二酸化炭素排出量の枠組みが示されたが、地球温暖化対策等の環境問題や産業活動をはじめとする国民生活への影響などを総合的に検討し、国民的合意を得た上で、必要な施策を充実させること。あわせて、それぞれの地方が地域特性に応じた再生可能エネルギーを普及促進するために必要な施策を充実させること。

防災に関しては、想定される大規模な自然災害に備え、発災時においても、様々な社会機能が保全され、国民生活への影響が最小限となるよう、国家的見地からの中長期的で総合的な対応計画の構築を図ること。

また、地域において着実な取組みが推進できるよう、中長期的な実施プロセスと資源や財源の配分を示し、国、地方が十分な役割分担のもとに対応できるよう努めること。

3 社会インフラの整備と活用

地域生活の向上や経済、産業の発展に向けて、住民生活に不可欠な地域交通網、地域間を結ぶ高規格道路や空港、港湾、鉄道等の交通基盤、情報通信基盤などの社会インフラを着実に整備することにより、国内外における人・モノ・情報の安全で速い移動や交流をさらに促進すること。

Ⅲ 財政支援や推進方策などの具体的事項

(交付金)

- 1 地方版総合戦略については、中長期的に継続して実施する必要がある事業や、その策定にあたって市民や議会など多方面の意向を反

映していることなどから、地方創生推進交付金など財源措置を長期的に継続するとともに、特に地方創生への波及効果が高いと認められる事業については、起債充当率の引上げや財政措置の拡充を図ること。

また、各年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方創生にかかる歳出を確実に計上すること。

2 地方創生推進交付金の認定にあたっては、自立性や官民協働、地域や政策間連携などを満たすことを要件としているが、活力をもった生き生きとした地域を創生するという総合戦略などの目標に照らし、総合的かつ弾力的に判断するなど、極力自由度の高い交付金制度となるよう運用すること。

3 地方創生推進交付金について、U I Jターンによる移住促進や再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、北海道の持つ地域特性を活かした事業については、重点的かつ優先的に採択すること。

(調整・支援など)

4 市町村がそれぞれの特徴を活かしながら分担や連携する広域的な取組みを推進するためには、都道府県や各市町村の計画との連携が必要なことから、相互に齟齬が生じないよう調整機能が果たされる仕組みを整えること。

5 地方の個性や独自性を尊重し、地方が実情に応じて自主的、自立的な取組みを行えるよう、権限の移譲や規制緩和など必要な環境整備を図ること。

特に、土地利用計画については、市町村の目指す産業構造の転換や誘導にとって重要な手段であることから、農地転用や都市計画の変更等を迅速に処理できるよう、手続きの短縮化などを一層推進すること。

6 政府機関の地方移転は、東京一極集中の是正策の柱の一つであるが、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。

改めて、地方移転が確実に実行されるように、移転対象機関を国自ら選定し地方に提案するなど、国が率先してその実現を図ること。

7 施策効果の検証にあたっては、医師確保や介護サービスなど広い面積を有するために生じる難しさや、旧産炭地のように産業構造の変化による人口減が生じ、地域の努力で解決できない問題など、地方がおかれた環境や条件が大きく異なることから、全国一律の基準ではなく、地域の実情を十分に考慮した適切な指標によること。

8 地方に対して、地方創生推進交付金等の財政支援のほか、地域分析等に役立つ分かりやすい情報支援や国家公務員等の派遣などの人的支援を継続し、一層の充実を図ること。

以上、決議する。

平成30年5月16日

北 海 道 市 長 会

